

平成27年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額14,819,003千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		491,002	△2,000	489,002
	1 財産売払収入	2	0	2
	2 財産運用収入	491,000	△2,000	489,000
4 繰入金		8,478,981	△54,268	8,424,713
	1 一般会計繰入金	8,478,981	△54,268	8,424,713
5 繰越金		1	56,268	56,269
	1 繰越金	1	56,268	56,269
歳入合計		14,819,003	0	14,819,003

第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 小名浜港港湾整備事業費			160,000	325,000
	1 ふ頭埋立造成費		160,000	325,000
		災害復旧費（再生・復興）	160,000	325,000
合	計		160,000	325,000

平成27年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,838千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,271,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,401,331	△ 114,592	3,286,739
	1 負担金	3,401,331	△ 114,592	3,286,739
3 国庫支出金		1,095,000	△ 378,000	717,000
	1 国庫補助金	1,095,000	△ 378,000	717,000
4 繰入金		16,371,099	△ 15,455	16,355,644
	1 一般会計繰入金	16,371,099	△ 15,455	16,355,644
5 繰越金		1	564,109	564,110
	1 繰越金	1	564,109	564,110
7 県債		483,100	△ 135,900	347,200
	1 県債	483,100	△ 135,900	347,200
歳入合計		21,351,114	△ 79,838	21,271,276

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		21,351,114	△79,838	21,271,276
	1 管 理 費	14,617,707	549,162	15,166,869
	2 建 設 費	2,016,700	△629,000	1,387,700
歳 出 合 計		21,351,114	△79,838	21,271,276

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備費	469,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	333,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	483,100				347,200			

平成27年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,634,960千円	△12,602千円	2,622,358千円
第1項 営業費用	2,495,148千円	△12,602千円	2,482,546千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額847,085千円は、過年度分損益勘定留保資金569,464千円及び当年度分損益勘定留保資金277,621千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	2,039,286千円	△289,000千円	1,750,286千円
第1項 企業債	2,000,300千円	△289,000千円	1,711,300千円
支出			
第1款 資本的支出	2,898,242千円	△300,871千円	2,597,371千円

第1項 建設改良費

2,214,224千円

△300,871千円

1,913,353千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり追加する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	579,923千円	平成27年度	0千円
		配水管布設工事 (相馬工業用水道)		平成28年度	579,923千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,246,700千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		
補		正		後	

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,711,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	340,630千円	△30,287千円	310,343千円

平成27年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	1,834,700千円	△664千円	1,834,036千円
第2項 営業外収益	252,924千円	△664千円	252,260千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	1,597,269千円	△7,479千円	1,589,790千円
第1項 営業費用	950,776千円	△6,815千円	943,961千円
第2項 営業外費用	202,060千円	△664千円	201,396千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額431,867千円は、過年度分損益勘定留保資金431,867千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			

第1款 資本的収入	1,550,767千円	△8,473千円	1,542,294千円
第1項 企業債	1,547,000千円	△8,473千円	1,538,527千円
支出			
第1款 資本的支出	1,982,634千円	△8,473千円	1,974,161千円
第1項 いわき四倉中核工業団地	390,597千円	△8,473千円	382,124千円
第2期整備事業費			

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
いわき四倉中核工業団地	平成27年度から	2,922,000千円
第2期整備事業	平成29年度まで	

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
元利金債	1,392,000千円	1 借入方法	普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮することができるものとする。
		2 借入資金	銀行等引受資金		

工業団地造成事業費	155,000千円	1 借入方法 普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 銀行等引受資金		

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
元利金債	1,392,000千円	1 借入方法 普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮することができるものとする。	
		2 借入資金 銀行等引受資金			

工業団地造成事業費	146,527千円	1 借入方法 普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 銀行等引受資金		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	75,703千円	△16,132千円	59,571千円

平成27年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	13,044,295千円	77,948千円	13,122,243千円
第2項 医業外収益	10,217,941千円	77,948千円	10,295,889千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,259,003千円	80,567千円	7,339,570千円
第1項 医業費用	5,811,863千円	2,619千円	5,814,482千円
第3項 特別損失	1,159,527千円	77,948千円	1,237,475千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,181,412千円は、当年度分損益勘定留保資金6,181,412千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			

第1款 資本的収入	1,444,974千円	3,672千円	1,448,646千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	5,167千円	3,672千円	8,839千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,626,386千円	3,672千円	7,630,058千円
第1項 建設改良費	636,927千円	3,672千円	640,599千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,579,461千円	△9,740千円	3,569,721千円